

応用科目としての「地域教育福祉論」の取り組み —2007年度における授業実践のまとめ—

渡部 昭 男*

Creation of a Lecture on “Regional Education and Welfare for Children/Persons with Disabilities” as an Applied School Subject : A Report on Classroom Practice in the School Year 2007

WATANABE Akio

キーワード：鳥取大学 地域学 地域教育 地域福祉 障害児者

Key Words : Tottori University, regional science, regional education, regional welfare, child/person with disability

1. はじめに

2004年度から学年進行でスタートした鳥取大学地域学部（入学定員190人）は、2007年度で一応の完成をみた。地域学部は「地域学」を探究する学部であり、4つある学科の中の一つである地域教育学科（入学定員50人）では「地域教育学（Study of Regional Education）」の創造を目指している¹⁾。

ところで、地域教育学科における「地域学」関連カリキュラムとしては、1年前期で学部必修の「地域学入門」を履修した上で、1年後期には地域教育学科必修の「地域教育学入門」²⁾及び「学習社会論」が設けられている。そして、2年前期「生涯発達論」（学科必修）、2年後期「地域教育計画論」（学科必修）を経て、3年前期に再び4学科が一堂に会する学部必修「地域学総説」³⁾が用意されている。その上で、3年後期には「地域教育福祉論」「家族支援論」（共に学科必修）が配列されている。

《地域学の「入門」→地域教育学の「入門」「展開」→地域学の「総括」》という流れの延長において、養護学校教諭免許状(09年度からは特別支援学校教諭免許状)の単位としても認定されている「地域教育福祉論」は、これまで学んだ地域学及び地域教育学を障害児者を対象事例とした地域教育福祉論として応用する役割を期待された科目である（本稿では、法令や医学用語で「障害」とされる場合等を除き、「障害」と表記する）。また、就職活動を控えた3年後期にあって、障害児者と共生する生き方や何らかの形で障害児者とかがわる社会参加へ誘うというキャリア・ガイダンス的な機能を担うことにもなる。なお、鳥取大学が教育の基本理念とする「知と実践の融合」を意識して、現場を良く知る特別講師を招く工夫も行っている。

* 鳥取大学地域学部地域教育学科 akiowtnb@rstu.jp

本稿では、開講2年目にあたる2007年度における「地域教育福祉論」の授業実践をまとめ、その成果と課題を明らかにする。

2. 2007年度の講義シラバス

2007年度の講義シラバスに関して、主要項目を以下に示す。

○授業の目的

ノーマライゼーション・インクルージョン社会への展望の下に、障害児者の地域における教育・福祉づくりの実践と課題を学ぶ。

○担当者の意図

- ① 3年前期までの地域学・地域教育学の学習の上に立って、障害児者のための地域における教育と福祉の充実及び実践の展開について講義する。
- ② 学生は講義や書物で知識を学ぶと共に、特別講師の現場実践に基づく話やインターネットによる諸実践の検索を通じて、鳥取大学における教育の基本理念である「知と実践の融合」を進める。
- ③ 就職活動をはじめに当たり、障害児者と共生する社会づくりや障害児者にかかわる生き方・社会参加の在り方を自ら展望する。

○テキスト・参考書

- ① テキスト：渡部昭男・新井英靖編（2006）『自治体から創る特別支援教育』クリエイツかもがわ。
- ② 参考書—その1：渡部昭男（2006）『格差問題と「教育の機会均等」』日本標準。
その2：鳥取県障害者就労事業振興センター編（2007）『鳥取県 よりよい暮らしのために 2007年度版』

○15回の計画案

- ① (渡部) 授業計画の紹介とガイダンス、講義への導入
- ② (渡部) 「地域学」「地域教育学」概念の再確認
- ③ (渡部) 学齢期・学校教育期の特別支援教育
- ④ (渡部) 高齢期のケア
- ⑤ (渡部) 「能力に応ずる」から「必要に応ずる」への転換
- ⑥ (ゲスト・渡部) 当事者・保護者への聞き取り
- ⑦ (田丸・渡部) 乳幼児期のケア
- ⑧ (渡部) 前々回での聞き取りの発表
- ⑨ (渡部) 小括と中間レポートの課題提示
- ⑩ (出垣・渡部) 障害者・高齢者の権利擁護
- ⑪ (渡部) 特別支援教育の展望
- ⑫ (三原・渡部) 鳥取県の福祉行政組織
- ⑬ (垣屋・渡部) 「共生の町作り」構想
- ⑭ (井上・森田・渡部) 「地域でくらす会」の活動
- ⑮ (渡部) 期末試験

3. 講義への導入—第1回目授業

○シラバス紹介

シラバスに基づいて、講義の目的、担当者の意図、テキスト・参考書、15回の計画案などを説明した。

○「個人カード」の活用

これまで使用してきた「感想カード」を改良して、07年度から「個人カード」を導入した。「個人カード」はB5判用紙1枚（表面）で、「講義の月日、学籍番号、氏名」「A：前時の復習事項」「B：次時の予習事項」「C：講義の感想や意見」「D：来週までに復習・再確認したり発展的に調べてみたい事項」という4つの欄が設けてある。受講生は授業前にA・B欄を必ず記入して持参し、授業終了後にC・D欄に書き込み、渡部研究室のカゴに毎回提出することとした。特に、大学の「講義2単位」は1回の対面授業（1コマ2単位時間）に対して自習4時間分の「6時間×15回＝90時間」の学習として算定されることを解説し、対面授業を契機として自ら主体的に学習を深めるべきことを強調した。

提出された「個人カード」により、受講生の出欠状況、予習・復習の様子、授業への感想や意見などを、15回全体を通じて把握した。また必要な場合には、次時に質問へ回答したり、理解不足や誤解事項について説明を補うなど、授業者と受講生とのコミュニケーション・ツールともなった。

○「地域教育福祉」について

大谷直史（鳥取大学附属生涯教育総合センター准教授）の「教育福祉問題とは何だったのか」⁴⁾を印刷・配布して、教育や福祉とは別に「教育福祉」という概念のあることを知らせた。この講義では、「地域における教育、福祉、教育福祉」の3つを併せて「地域教育福祉」と総称することを説明した。

○「ノーマライゼーション」について

地域教育学科の学生定員は1学年50人である。その内、養護学校（特別支援学校）教諭免許状を取得する者は30人程度、また保育士資格取得コースに属する者が10人程度であり、受講生には3年前期までに障害児者や福祉に関心を持つ機会のなかった者も含んでいる。

ノーマライゼーション⁵⁾の社会づくりは、障害児者や高齢者を含む住民一人一人が「人間らしく生きる」ための基盤となる。日本では高齢者福祉分野において馴染みが深い「ノーマライゼーションの父」とも言われるバンク・ミケルセンが活躍したデンマークでは、「重い知的なハンディを負っていてもその人は人格をもち、みんなと同じ暮らしをする権利をもつ。この人々のためにできうる限り、ふつうの生活条件を創造する責任が社会にはある」とされるように、障害児者福祉分野で提唱され始めた「権利」思想である。スウェーデンのベンクト・ニリエは、ノーマライゼーションの8つの条件として、「(1)一日のノーマルなリズム、(2)一週間のノーマルなリズム（仕事や余暇は地域にある一般のものを利用しなければならない）、(3)一年のノーマルなリズム、(4)一生のノーマルなリズム、(5)本人の選択や願いの尊重、(6)男女がともに暮らす世界、(7)ノーマルな経済水準、(8)施設はノーマルな場所にノーマルな規模でつくられ、利用者が効果的に地域にとけ込める機会が与えられなければならない」を挙げている。

そこで、ノーマライゼーションを視覚的に実感できるよう、デンマークにおける高齢者福祉のビデオ教材（監修・外山義、構成・羽田澄子 [1992]「デンマーク・ある小都市の例（34分）」『安心して老いるために 資料（1）北欧の老人ケアシステム』収録、製作・自由工房、販売・岩波ホール）

を用意した。

【ビデオの概要】

①カルンポー市（人口1.9万人，高齢者2,900人）における高齢者の地域ケア

- (1) プライエム（老人ホーム）：小規模10数人～70人，個室，家具の持ち込み自由，入居者の自治会，入居費は年金の範囲内，食事場所は自由（自室または食堂），手篤い職員配置（職員1：高齢者0.95人），職員も一緒に食事
- (2) 配食サービス：高齢者施設で作る，40組の昼メニュー（糖尿食もあり），市全体で165食を11～14時の間に配達（高齢者の様子の確認を兼ねる）
- (3) ホームヘルパー：175人が10人程度のチームに分かれる，エリア担当方式，連絡ノート（ホームヘルパー，訪問ナース，医師などの連携），食事や家事援助，一緒に考える
- (4) 訪問ナース：23人で24時間体制，包帯の交換・注射・薬の管理や仕上げ
- (5) 老人住宅：バリアフリーの住宅67戸，家賃は年金の15%以内（超えると補助）
- (6) 緊急通報装置：消防署にセンター，双方向システムで対話，訪問ナースが駆けつける
- (7) 補助器具センター：市町村レベル+県レベル，3000種の補助器具の貸出，器具の調整・住宅の改造など（ST作業療法士，PT理学療法士，工作スタッフ）
- (8) デイセンター：50人が登録，8～16時開所，趣味の活動や美容室，送迎あり，昼食と午前・午後のコーヒーで約680円，登録高齢者以外も自由に利用可—毎日140人程度

②自立した暮らしの事例

- ・アナセンさん（72歳。筋萎縮症で，右の手先のみ可動。電動車椅子。一人で自宅生活）
- ・1日6時間のホームヘルプ—7：30～12：00洗面・排泄・着替え・朝食・家事・昼食，
17：00～17：30夕食，21：00～22：00着替え・就寝
- ・電動車椅子は補助器具センターで本人に合うよう調整+住宅改造=一人で外出し散歩。
- ・友達が泊まりがけで遊びに来ることも
- ・電話で経営の相談にも乗っている
- ・語らいながらの夜のコーヒー
- ・就寝準備—簡易リフト（体重90kg），回転シートによる寝返り
- ・ベッドサイドには電話器～就寝前に友達とおしゃべり

③自立生活を支える三原則

- (1) 人生の継続性=その人の人生の流れを大切にして生活を変化させない
- (2) 生活の自己決定=自分の生活のことを自分で決めてまわりはその決定を尊重する
- (3) 保有能力の活用=持っている（残っている）能力を最大限に活用する

○受講生の感想

まず，半年間の学習に向けて興味・関心を引き出すことはできた。しかし，福祉の充実やQOLの向上を望んではいるものの，それは願望に留まっており，自らが「地域教育福祉」の主体であるという認識や自覚はまだ弱い。以下に，「個人カード」から特徴的な感想を記す。

・「教育福祉やノーマライゼーションというものについて，今まで直接的に触れたことはなく，今回の講義の中だけでも，初めて知り，興味深いことが多くありました。今後，このような分野に関して，ただ単に知識を得るだけでなく，認識することで，役立てていきたいと考えます。」

・「大谷先生の教育福祉についての文書や，地域福祉のデンマークの老人ケアのビデオを見て，福祉という共通する部分について考えた。教育であれ，介護であれ，QOLを高めるという点で通じてい

ることを、ビデオの中でのデンマークの老人の楽しそうな活き活きとした表情を見て感じとる事ができた。医療などの技術の発達で、日本の平均寿命のはび、教育水準も高い。しかし、QOLという点で見直していく事の必要性を感じさせられる現状を考えさせられた。」

・「ビデオでは、デンマークと日本の違い、デンマークの福祉について多くのことを知ることができた。特に、その人の自己決定を尊重するという事は日本も学ばなければならないと思われる。しかし、今の日本ではまだまだ難しいのではないかと思う。施設やお金、人材の面でもっと充実を図らなければならない。自分の住み慣れた場所、自分の望むことを実現するためにも、日本でもデンマークのような福祉の充実を行ってほしい。」

○次時への学習課題

次時までに、「ノーマラーゼーション」をキーワードにインターネット検索を行うとともに、テキストの序章を読んでくることを指示した。

4. 「地域学」「地域教育学」概念の再確認—第2回目授業

「地域教育福祉論」が応用科目であるならば、その基礎となる「地域学」「地域教育学」概念についてまず再確認しておく必要がある。筆者が執筆した2種の論稿を使用した。

○テキスト・序章『『自治体から創る』『地域から創る』とは』

テキスト指定した『自治体から創る特別支援教育』は、日本特殊教育学会のシステム検討委員会自治体研究班の活動に参画した有志で作成した本であり、筆者は編者の一人である。筆者は「まえがき」「序章」「終章」を分担執筆したが、2000年度に始まった地方分権による新たな政府間関係、すなわち権利主体である住民から出発する関係、「基礎自治体（基礎的な地方政府＝市区町村）—広域自治体（広域的な地方政府＝都道府県）—中央政府（国）」という相補的で協力的な関係を踏まえて、21世紀に入って進行していた「特殊教育から特別支援教育への転換」を、旧来型の上意下達方式で進めるのではなく、自治体から創ることを強く意識している。

序章は、「国家を相対化する上で有効な『地域』『地域の自立と再生』—鳥取県の試み』『『市民が創る市民の志木市』—埼玉県志木市の試み」の3つの節で構成されている。国家をも地域の1単位として相対化する地域学という新しい視点から、都道府県や市町村の独自の取り組み、可能性のある試みに光を当てようという編集意図を述べている。キーワードは「自治体・地域・創る」であり、講義で取り扱う「地域教育福祉」にも応用可能である。

○渡部『『学校教育学』から『地域教育学』『地域教育福祉学』への道程』

この論稿の内、2章「鳥取大学における『地域学』の試み」（「地域学部のコンセプト」「地域教育学科のコンセプト」「カリキュラムの特徴と構造」の節で構成）及び3章「『地域教育学』『地域教育福祉学』への道程」（『学校教育学』から『地域教育学』へ』『『地域教育学』から『地域教育福祉学』へ」の節で構成）を印刷配布した。

筆者は、山根俊喜（地域学部教授）のいう2軸からなる「地域教育学の構想」について、「人間形成作用の広がり（産・育・訓・教—産む・育てる・躰ける・教える）」を「地域教育学」の扱う①機能の広がり（機能の広域性）、「時間軸（誕生から往生まで）」を「地域教育学」の扱う②ライフステージの繋がり（ライフステージの展開性）と押さえなおした上で、さらに以下の2つの側面を追加している。すなわち、③空間としての「地域」の重なり（地域・空間の重層性、例えば「基礎自治体—広域自治体—中央政府」など）、④「地域教育」をめぐる多様な人びとのかかわり（主体・ア

クターの関係性)であり、併せて4次元の局面において地域教育学を捉えようとしていることを説明した。

○受講生の感想

地域学及び地域教育学の概念や構想を再確認することができた。また、山根のいう地域教育学の構想自体が「産・育」機能として福祉をも含んだものであることを伝えることもできたと思う。

・「なかなか自分の中ではっきりとした地域学の概念が分からなかったが、今回の講義で少しずつ理解できたと思う。また、他の教育学部にはない、地域教育ならではの強みみたいなものにも新たに気付かされた。」

・「地域学や地域教育学の理念や考え方については、これまでも様々な機会に耳にしてきたが、今回の一番理解しやすかったように思う。人口の少なさというのは一般的には地域や自治体にとってはデメリットとしてとらえられることが多いが、人口が少ない自治体だからこそできること、実践しやすいことは意外と沢山あるのではないか。そういった利点を活かした地域づくりを目指すのが順当だろう。」

・「地域学とは総合的な学問であり、あらゆる面で多様化してきた社会で活用できる部分はたくさんあると思っていました。それを具体的に考えると、福祉や政策・自治の知識も必要になってくるし、加えてそれらのことを誰かに説明するとなれば、まだまだ勉強不足であると思いました。幅広い知識が必要であるというのを実感できました。」

○次時への学習課題

テキスト・第10章「鳥取県 生活圏を単位とした『特別支援教育』資源の整備とネットワーク化」の予習を指示した。

5. 生涯にわたる地域での支援の在り方—第3～12回授業と小レポート

(1) 授業の構成

第3～12回目の計10回の授業では、障碍児者の地域教育福祉に関わる多様なテーマを取り扱っているが、基本的には以下の3つの柱から構成されている。

一つ目の柱は、「生涯にわたる」という「ライフステージの繋がり」である。特別講師を招く日程の都合で解説が必ずしも「生まれてから亡くなるまで」の順になっていないが、乳幼児期（第7回—田丸）、学齢期・学校教育期（第3回—渡部）、青年期・成人期（第6回—中部圏域の当事者・保護者）、老年期（第4回—西伯町の高齢者福祉）などである。

二つ目の柱は、「地域・空間の重層性」、とりわけ「基礎自治体—広域自治体—中央政府」の関係である。乳幼児健診（第7回：国—鳥取県—鳥取市）、特別支援教育（第3回：国—鳥取県—圏域—市町村）、障害者自立支援法（第9回：国—鳥取県—市町村）、介護保険制度（第4回：国—鳥取県—西伯町）、日本国憲法第25条の生存権（第5回：国）などである。

三つ目の柱は、「主体・アクターの関係性」であり、就職活動を控えて3年生へのキャリア・ガイダンス的な要素も加味して数名の「地域における人づくりのキー・パーソン」にも特別講師として登場願った。母子保健の発達相談に携わる心理士（第3回—田丸）、権利擁護に携わる社会保険労務士兼社会福祉士（第10回—出垣）、福祉行政に携わる鳥取県職員・福祉相談センター所長（第12回—三原）、当事者や保護者（第6回—中部圏域）、住民（第4回—ビデオの中の西伯町住民）などである。

(2) 第3回目：学齢期・学校教育期の特別支援教育

予告通りにテキスト・第10章「鳥取県 生活圏域を単位とした『特別支援教育』資源の整備とネットワーク化」(執筆著・國本真吾—鳥取短期大学講師)を解説した。

【第10章の概要】

①知事提唱の「現場主義」感覚

- ・片山県政の特徴—現場主義(住民の立場に近い現場感覚)の行政姿勢
- ・特別支援教育においても鳥取県独自の施策
- ・日本一小さいながらも元気な取り組み

②圏域ごとにおける障害児学校の総合的整備

- ・各生活圏域(東・中・西部)ごとに障害の種類や程度に応じた教育が可能となるよう充実・整備
- ・3つの生活圏域を基に社会資源の点検と整備

③乳幼児期から一貫した教育の取り組み

- ・発達障害を有する子どもへの支援—県独自の学習障害等指導充実事業
- ・「特別支援教育主任」の指名—国の言う特別支援教育コーディネーターに県独自の呼称を付与
- ・「障害児教育を語る会」の開催—一年2回ずつ県下3圏域で
- ・障害児学級等の支援—希望者1名から開設

④圏域ごとの関連分野のネットワーク化

- ・3圏域ごとにサービス調整会議の立ち上げ
- ・5歳児健診を全国に先駆けて実施—県独自の5歳児健診体制整備事業

○受講生の感想

国の進める特別支援教育政策を鳥取県なりに読み込んで独自施策を打ったり、3圏域を設定して整備・充実していることに気づいてもらえた。テキストに加えて、市町村レベルの取り組みの一例として、「学習支援員を配置 米子市教委今月から 発達障害児らをサポート」(日本海新聞2007年10月3日付け)記事も用意した。感想からは、自主学習をさらに発展させたり、当事者・保護者の意見も聴きたいなどの頼もしい姿がうかがえる。

・「鳥取の独自施策の多さに驚いた。中部や西部に盲学校・聾学校のサービスが受けられる場ができたことは以前から知っていたが、圏域の設置・整備の徹底ぶりに鳥取の特別支援教育の浸透ぶりを感じた。また、LD等専門員については、初めて学んだように思う。どのような役割があるのか、どうしたらなるのかなど詳しいことをぜひ来週までに調べてきたいと感じた。」

・「鳥取の障害児支援は手厚いようだが、実際にサービスなどを利用している子どもやその保護者はどう思っているのか聞いてみたい。『特別支援教育主任』にしてもその実態はどうか、どのような業務を具体的にしているのか、本人に聞いてみたい。」

(3) 第4回目：高齢期のケア

高齢者(高齢障害者を含む)ケアについて、「北欧は進んでいるが日本は遅れている」「全国は進んでいるが鳥取は遅れている」というステレオタイプの認識を打破するために、NHK教育テレビで放映された鳥取県西伯町(市町村合併により現在は南部町)の取り組みビデオを用意した(NHK教育・すこやかシルバー介護「住民参加で介護力づくり」2000年1月4日放映、25分)。

【ビデオの概要】

- ①西伯町(人口8,300人, 1/4が65歳以上) = 住民参加による計画づくり

- 98年12月：介護保険100人委員会（いきいきまちづくりの会）20～80歳台の98人参加
 99年8月：西伯町介護保険実施に向けての提言書（12ページ36項目）
 99年9月：提言整理表（不可能、工夫すれば可能、中期的見通しで、クリアすべき課題）
 99年9月：策定委員会（医療・福祉の専門家、行政、100人委員会から3名）
 （00年2月：西伯町の介護保険計画 4月：介護保険スタート）

○提言書の概要＝アイデアの宝庫

- ・サービスの充実：デイサービス、ホームヘルプ、ショートステイ、通所リハ・訪問リハ、訪問看護・訪問医療など
 - ・生きがい・健康づくり・認定もれ対策：従来サービスの継続、学校・公民館の活用、いきいきサロンの拡充など
 - ・施設整備・運営：特別養護老人ホーム（ショートステイの増床、内容の充実）、町立病院を核とした介護システム、グループホーム、福祉アパートなど
 - ・広域連合：市町村のサービスの調整
 - ・認定：委員の公正・公平性、認知症認定把握的確性、医師意見書の本人への開示
 - ・ボランティア：4・5級ヘルパーの創設
 - ・その他：介護相談係の設置、相談窓口の一本化、家族へのケア・交流の場、福祉バスの充実など
- *ほとんどの提言が「工夫すれば可能」に。

×の例：同じヘルパーで、2か月程度のショートステイ、いつでも受入れ可能な状態に（当時でも5床が多いときで1日8人程度受け入れ。改築の際に工夫したい）

○受講生の感想

西伯町における住民参加による福祉の町づくりが、強いインパクトを与えたことは確かである。住民自治やアクターについても言及した。

- ・「鳥取の小さな町であるが、その取り組み内容にはすごいと感心させられた。『100人委員会』というものをつくって具体的な形を作ることでより福祉を分かりやすいものに行っていると感じた。」
- ・「西伯町の介護づくりにおける100人委員会はとても進んだ取り組みの様に感じられた。しかし、地域の施策は元来これに近い取り組みを行っていく事が基本となっていたはずだ。住民が選挙で選出した人々のつくった施策を受け身で与えられているようになるのは選出された人たちがもっと住民の声を聞いて政策を行う必要性を示唆していると感じた。また、もう一つ、市町村合併によってそういった元来の地方自治が行いにくくなっている気がする。市町村合併によって、西伯町の政策が南部町でどの様に行われているのかをもっと調べてみたいと思う。」
- ・「鳥取県西伯町の100人委員会のビデオを見て、アクターとは誰でも成り立つのだと思った。住民が思い立って行動し、福祉について考えれば、住民はアクターとして地域に働きかけているということなのだと感じた。」

○次時への学習課題

参考書『格差問題と「教育の機会均等」』を予習してくるように指示した。

（4）第5回目：「能力に応ずる」から「必要に応ずる」への転換

自治は地方自治体に留まるものではない。アクターとしての住民・国民の働きかけで、国のレベルで政策転換した事例のあることも知らせたい。そこで、日本国憲法第26条の「能力に応じて」の解釈の発展を採り上げた（渡部昭男『格差問題と「教育の機会均等」』日本標準）。

【参考書の概要】

①はじめに—教育基本法第3条

- ・「ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会」・・・貴方の印象は negative or positive ?
- ・歴史的には差別を容認した文言+画一平等というキャンペーンもあり消極的な印象？

②「機会の均等開放」から「均等保障」「平等化保障」へ—施行60年の歩み

- ・人権としての「教育の機会均等」—制定議会での説明 及び 文科省HPの解説
- ・「経済的地位」による教育上の差別の禁止—憲法にない+国際条約「財産」よりも広義
- ・宣言的規定「機会の均等開放」→法制や条件整備などを要請＝「均等保障」へ→能力程度主義や適格者主義の克服＝困難な者により手篤く＝「平等化保障」へ
- ・日本国憲法の教育条理的解釈「(人格) 発達の必要に応じて」清水寛・兼子仁ら

③争点にしたくなかった「教育の機会均等」—政府案の準備過程から

2000年3月～：教育改革国民会議（12月・報告書）

2001年1月：文科省「21世紀教育新生プラン」

2001年11月～：中教審に諮問（2003年3月答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」）

2003年5／6月～：与党「教育基本法に関する協議会」「同 検討会」（記録は未公開）

（2006年4月最終報告→通常国会に改正案の提出へ）

④「教育の機会均等」にかかわる論議を読み解く—「格差問題」「無償制」を中心に

- ・格差問題

読売新聞の世論調査（2006年5月28日）

「経済的地位」への対応とは＝修学困難者への「奨学」（『教育基本法の解説』）

格差問題が深刻化している今こそ充実を

- ・無償制の漸進的導入

「無償」日本国憲法—授業料無償説、修学費無償説、無償範囲法定説

幼児教育にかかわる論議—義務化と無償化

高等教育にかかわる論議—国際人権A規約13条

- ・国及び行政の任務とその限界

統治機構をしばる原則＝教育の機会均等

自治体格差を補うさらなる国の役割

⑤「能力に応ずる教育」から「必要に応ずる教育」への展望

- ・その能力と適性に応ずる—障害児を含む方向での戦後改革期の論議
- ・個人差に応ずる教育、個人差と生活の必要に応ずる教育
- ・「(人格発達の) 必要に応ずる」教育

○受講生の感想

大学院での研究を基に清水寛（現・埼玉大学名誉教授）が提起した「発達の必要に応じて」という新解釈が、次第に関係者の共感を得て広がっていったことを述べた。感想文からは、来週のインタビューに向けた不安や気持ちの高揚もうかがえる。

・『『能力のある者には手厚く、能力のない者にはほどほど』という見解は全く反対の意味となった。今では、不利に応じてより手厚い配慮や支援を行うまでに至っている。』

・「今日は必要原理についての講義であった。私たちとそれほど年齢の違わない人が研究の中で憲法

の教育条理解釈を行って、行政に影響を与えているということに驚きを感じた。／来週は実際に障害者の家族の方に聞き取り調査ができるので、とても楽しみです。」

・「…来週は倉吉養護学校の方々にインタビューができる。あまりない機会なので、聞いてみたいことをしっかりまとめておきたいです。私は養護の免許をとらないので普段あまり自閉症の子どもたちと関わる機会がないので、来週が楽しみです。」

・「…来週に向けて、とてもドキドキするけれど、貴重な機会なのでしっかり予習してきたいと思う。」

○次時への学習課題

次時のインタビューに向けて、聞き取りの班編成（受講生2～3人で1家族を担当）を行った。また、「障害者自立支援法の概要」及び「中部における諸社会資源一覧」の資料を配布し、聞き取りのために事前に頭に入れておくこと、聞き取り事項を各班で想定してくること等を指示した。

(5) 第6・8回目：当事者・保護者への聞き取り及び発表

2006年度から「中部地区 障害のある児者の鳥取大学訪問」が始まった。07年度は、大学訪問の中に講義体験を組み込み、当事者・保護者への聞き取りとその発表という講義を1コマ企画した。

【大学訪問の概要—第6回目】

①日程

10:30大学到着／～11:30農学部附属農場の見学／～12:50大学生協食堂で昼食／～13:50受講体験／～14:50工学部実験体験／15:00大学出発

②参加者

・鳥取県中部地区の障害児者（12～24歳）11人、その家族と関係者（県立倉吉養護学校、倉吉市福祉課、鳥取県中部総合事務所福祉保健局、倉吉市障害者地域生活支援センターほかほか、小規模作業所むーみん舎）

③受講体験の流れ

12:50 食堂にて各班の受講生が担当の当事者・保護者などと対面
 ～13:00 班ごとに工学部棟へ移動
 ～13:10 各班で自己紹介
 ～13:40 各班で聞き取り
 ～13:50 参加の関係者が中部の状況について短く報告
 ～14:00 保護者からの感想発表。その後、実験体験の部屋へ移動し、一緒に体験

【聞き取り発表の概要—第8回目】

参加した当事者11人とその家族・関係者からのインタビュー内容を、11の班から発表し、その後に意見交換した。当事者・保護者が抱えているニーズは多様かつ複合的であるのに対して、行政サービスは部署別・管轄別の縦割りであったり、時には対応するサービス自体がない場合のあることを知らせ、ニーズとサービスを繋いだり、調整する仕事や人が不可欠であることを知らせた。また、インタビューに関わって質問の出ている障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）及び障害年金の制度についても補足した。

○受講生の感想

・「ニーズとサービスをつなぐ『地域教育福祉』についてもよく理解できました。話を聞く限り、まだまだニーズがサービスにつながっていないと思います。家庭からのニーズを各機関が行っている

サービスの発展につなげる。また、新たなサービスの開拓につなげることのできる機関を今後はもっと増やしていく必要があると感じました。」

・「前々回の聞き取りについてまとめを行った。様々な障害を持っていたが、やはり就労については『ひょうたん行政』（引用者注—瓢箪の形のように大きな東部・西部に比して人口規模の小さい中部には手薄い行政姿勢）ということもあり、中部ではなかなか厳しいようであった。それでも母親などが自分たちで動いて、子どもの生活を良くしようとしている姿などが聞けた。このような聞き取りをサービスなどに反映できるようになればいいと思った。」

・「今日はいろいろな障害を持った方たちのインタビューの内容を聞いて、一人一人のサービスの受け方が違っていることに驚きました。しかし、中部にはまだ医療行為ができるショートステイの場がなかったりと、東西部に比べ、サービスが整っていないとの声が多かったように思います。また、障害者自立支援法で変化したこととして、負担が大きい、利用しづらいという、メリットというよりデメリットの方が大きいということがありました。法の内容はプラス面ばかりであるように思いましたが、実際の現場にはそれが伴っていないと思いました。」

（6）第7回目：乳幼児期のケア

鳥取市中央保健センターで心理発達相談に携わっている田丸尚美氏を、特別講師として招いた。特別講義のテーマは、「母子保健現場における心理発達臨床～地域における相談活動～」である（パワーポイントのスライド印刷資料及び田丸尚美[2007]「5歳代の発達相談から就学に向けての援助」『特別支援教育研究』[601] pp.20-23の増刷資料を配布）。

【特別講義の概要】

①鳥取市における発達支援システム

- ・乳幼児健診の目的
- ・鳥取市における発達支援システム
- ・その一環としての心理発達相談～保健師のケースワークとともに
乳幼児健診（1歳6か月、3歳児）心理相談、経過観察心理相談（来所・電話）、訪問によるコンサルテーション、幼児学級、5歳児発達相談
- ・1歳6か月児健診と3歳児健診との関連

②臨床上直面する問題

- ・事例1 親（母親）の抱える問題と支援
- ・事例2 育児不安のとらえ方
- ・事例3 家族の抱える問題と支援

③発達相談を担う相談職の専門性

○受講生の感想

・「…鳥取で進められている5歳児健診は1歳6か月、3歳児健診で不安をもった家庭にとって良い機会だと思いました。子どもたちにはその子どもに合った支援をすることで伸びると言われていて、実習を通して感じたことと一致しました。また、母親への支援ということに目を向けると、思っているより母親たちは支援を必要と感じました。…田丸先生がおっしゃっていたように、子育ての基盤をしっかりと作ることは保健所の一つの役割だと思います。また、複眼の支援として、生活者としての共感と、育てる者への協働感を大切に、母子ともに見守り受け止めることが大事な役割だと気付きました。」

・「…相談職としての専門性を具体的に見ることができてよかったです。…相談職という信頼性から成り立つ専門職だからこそ、他の職種とのチームワークからの支援を充実させ、障害を多様な角度からとらえ、支援することができるのではないだろうか。さらには地域の中に支援の場をつくり出す所まで広がっていくことに驚かされた。地域に生きるからこそ、地域ぐるみでの取り組みがこれから重要性を増すだろう。ありがとうございました。」

・「…これまでに既に学習した内容も幾つかあり、一つ一つ振り返りながら聴くことができた。また発達支援システムや心理発達相談のところでは初めて知る所も多く、興味を持って聴くことができた。講演では実際の健診の様子（特にブックスタートについて）をビデオで見たり、心理相談の種類・対象・時間等細かいところまで教えていただいたり、臨床上直面する問題について事例を見ながら考えていったりと、今現在の母子保健現場でどのような支援がなされているのか、どんなケースがあるのかイメージすることができた。…」

(7) 第9回目：小括と中間レポートの課題提示

参考書『鳥取県 よりよい暮らしのために 2007年度版』をもとに、障害者自立支援法及び筆者が座長を務めて策定した「鳥取県障害福祉計画」の概要を説明した。この計画は障害者自立支援法(第89条第1項)に基づいて、市町村障害福祉計画の達成に資するよう鳥取県が策定したものであり、2011(平成23)年度を目標年度としてまず第一期(2006～08年度)が定められている。具体的には、基本的理念などを定めた「総論」と数値目標を定めた「各論」から構成されている。

当事者も参画して策定された「鳥取県障害福祉計画」の基本的理念は、以下の3本柱である。すなわち、「障害のある人の人権保障—ニーズ及び自己選択・自己決定の尊重」「地域における安心で豊かな生活の保障—地域生活への移行の推進及び入所・入院の縮減適正化を実現する地域生活支援の拡充」「働くことによる社会参加と自己実現等の保障—就業支援等の強化」である。現在進行形の施策を示すことによって、県行政を身近に感じ取ってもらいたいとの思いがあった。

その上で、第3～8回目までに扱ったライフステージを、筆者なりに繋いで小括を行った。

○中間レポートの課題提示

中間レポートの課題提示を行った。

テーマ：障害のある人々を生涯にわたって地域で支援するには～自らの大学卒業後の進路・仕事とかかわらせて～

①10～12月の学習事項を整理した上で、②卒業後に自らはどのような進路・仕事でいかに地域教育福祉に関わっていこうとするのかを述べよ。

体裁：A4判 表紙1枚+本文3～4枚(40字×30行) 提出：冬休み明け

学習事項の整理の手がかりとして、縦軸に「出生前(胎児期)・乳児期・幼児期・児童期・思春期・青年期・成人期・壮年期・高齢期」と各ライフステージを、横軸に「どんなニーズに、どんなサービスを、どんな仕事で」を記した図を与えた。また、「鳥取大学における『地域学』について」(<http://www.rs.tottori-u.ac.jp/master/gaiyou.pdf>)の資料を基に、地域教育福祉のニーズを充たすには、「自助」「協同」「市場」「公共」の4つの方策が組み合わされて果たされることを教示した。

加えて、日本海新聞2007年11月26日付け「とっとり人 米子でFP活動に入る いとうみきさん “幸せな生活”をサポート」の記事を印刷配布した。日本社会事業大学で社会福祉学を学び、ファ

インナンシャル・プランナーになった米子市出身の女性へのインタビュー記事であるが、例えばFPの仕事を通して生活設計のアドバイザーとして幸せに生きるサポート＝地域福祉に関わるといった進路もあることを伝えた。

なお、『よりよい暮らしのために』の冊子は障碍児者に関わる諸制度の解説や鳥取県下の社会資源の一覧も収録しており、中間レポートの作成に活用することを指示した。

○受講生の感想

・「今までの講義では、その場その場で一つのことを理解することに手一杯で、知識は確かに身についたかもしれないが『点』であった。しかし、本日の授業では今までの『点』でしかなかった知識の集合体が『線』になったと思う。」

・「ライフステージで生涯にわたる『ニーズ』『サービス』『仕事』を見た時、実に様々な職種が間接直接を問わず関わっていて、またそれらの職業を要するニーズも存在するのだと改めて理解できた。」

・「今までは自分の将来の夢である教師という仕事しか見えていなかったが、自助・協同・市場・公共の4つに分類して考えることで新たな地域での関わり方を見つけることができたように思います。レポート課題が卒論とも関わりを持つと思うので、興味のあることをしっかり調べていきたいです。」

・「今日は主にレポートの話が中心だったが、大変そうだけど自分の将来を見つめ直す良い機会になりそうだと感じた。地域学部にいるのだから、自分が将来どこでどんなふうにも子どもや障害のある人を支援していくのかをじっくり考えていきたい。…」

(8) 第10回目：障碍者・高齢者の権利擁護

障碍児者が地域で生きていく上で権利擁護も重要な課題である。そこで、鳥取県下で社会福祉士事務所を開設する社会保険労務士でもある出垣仁志氏を特別講師に招いた。特別講義のテーマは「障害者・高齢者の権利擁護」である。

【特別講義の概要】

①権利擁護とは アドヴォカシー、権利と法律

②民法の原則 私的自治の原則（契約自由の原則）、所有権絶対の原則、過失責任の原則

③社会福祉の基礎構造改革＝措置から契約へ

契約、意思表示、法律行為、権利能力、意思能力、行為能力、民法の修正と特別法

④制限行為能力者制度

権利能力（全ての人に平等）→意思能力（不完全・欠如）→行為能力（制限行為能力者）

⑤成年後見制度 同意権、代理権、取消権

⑥任意後見制度 従来型、即効型、移行型

⑦課題 権利の限界、利益相反、医療同意、死後の事務、報酬

○受講生の感想

・「社会福祉士という言葉は最近よく聞く。しかし、どんな仕事内容かは全く知らなかったの、今回の講義はとても勉強になった。私とは全く関係のない仕事だと思っていたが、契約についての話など、とても身近な仕事であった。民法など今まで全く興味を持たなかったの、これを機会に自分に関係のある部分だけでも見ておこうと思った。／また、成年後見制度についての話がとても興味深かった。判断できる、できないをどこで、どう、だれがしているのかについて、自分でも調べ

てみたい。親や親せきがこの制度のお世話になることも絶対には言い切れない。将来の進路にかかわらず、制度の理解をしておくことは大切なことだと感じた。」

・「…もっぱら教育に関する法律しか関心がなかったが、一般法である民法を社会に出る上で必要最低限の知識として知っておく必要があるのではないかと考えた。…」

・「今日の特別ゲスト出垣さんの講義は新しい学びの連続でした。私自身、生きていく上でも知識として必要だと思われる内容であり、興味を持って聞くことがきました。何より私自身無知であったことに改めて驚かされ、学びの時間ともなりました。選べる権利を得たからこそ判断する力が必要になってくると切に感じました。教育をサポートするためにも福祉分野における自身の知識が必要であると思いました。何ができて何ができず、何をしなければならぬのかを的確に示せる者でありたいです。」

・「…措置から契約へという話は他の授業でも何度か耳にしたことはあったのですが、契約に変わったことでのマイナス面は初めて知りました。…利用者がしっかりと判断を下せる人物であれば、そうデメリットはないのかもしれないが、そうでない者の場合、やはり周囲のサポートがかなり必要となってくるのではないかと感じる。成年後見制度という言葉は初めて耳にしたが、とても分かりやすかったです。『代理権』というのは重大な権利だと感じた。」

○次時への学習課題

テキストの終章を予習してくるよう指示した。

(9) 第11回目：特別支援教育の展望

地域教育福祉に関してここまで広がりが出たところで、学校教育期のケアや課題について再度考えることも意味のあることである。恐らく、地域教育福祉の中に学校教育を、生涯にわたる視点の中に学校教育期を位置づけてとらえることができるようになっていく自身の姿や変容に受講生自らが驚くはずである。15回の授業の中や4年間の学びの過程で、「教育と福祉」「一生涯と学校教育期」などを常に振り子状に行き来・遣り取りさせて、学生たちを揺さぶる意識的な働きかけが効果的と思う。

テキストの終章「『特別支援教育』をより良い方向に推し進めるために」を用いて、特別支援教育の意義と課題について再度考えてみた。

【終章の概要】

①「特別支援教育」の本質を歴史の進展方向においてとらえる

・「特別支援教育」の理念および基本的な考え方

2005年中教審答申—権利論的な弱さを持つが歴史の進展方向に添う

・学校教育改革全体および共生社会への言及

・「財政保障なき意識変革」の強調と「障害児」への対象限定

「特別支援教育」を構築するには財政保障が不可欠

さらには「支援教育」「ニーズ教育」へ踏み出そう

特殊教育 → 特別支援教育 → 特別ニーズ教育 (→支援教育・ニーズ教育)

学校教育全体の変革へ

例：特別装備としてのエアバッグ→全ての車の安全性を高める通常装備へ

②「択一的選択制」「分離制」から「総合的保障制」「包摂制」へというシステムの転換

・「択一的選択制」から「総合的保障制」へ

適切かつ必要な治療・教育・保護の総合的保障を（行政管轄を越えた横の連携を）

51年・児童憲章，59年・児童権利宣言

生涯にわたる権利の総合的保障へ（ライフステージを越えた縦の連携を）

89年・児童権利条約

・「分離制」から「包摂制」へ

辻村報告（1969年）の先見性 70年代・交流教育，79年・訪問教育，93年・通級指導

「『特殊教育』法制の破れ」現象 93年・通級指導の制度化＝統合教育の承認

インクルーシブな「包摂制」へ

93年・標準規則，94年・サラマンカ宣言，06年・障害者権利条約

・「専門性」と「地域性」とを結合した「総合的保障制＋包摂制」へ

社会的統合と発達保障の同時保障 89児童権利条約（94日本が批准）

日本における「居住地域性」重視のもつ意味 「居住地域での共生」を志向

重層的な「地域性」を活かした「総合的保障制＋包摂制」へ 例：複数籍制度

③「中央集権」から「地方自治・地方分権」へという手法的な転換

・2000年地方分権一括法の実施

地域権利保障システムを権利主体に身近な自治体が住民のニーズを踏まえて制度設計

スウェーデン「小さな中央政府・大きな地方政府」

2001年～の「特別支援教育」への転換策も地方分権の建前の下に進んでいる

○受講生の感想

・「…『統合型』ときくと何となく良いイメージがあるし、『分離型』ときくと何となく悪いイメージをもってしまいがちだが，もったきちんと本質を見て今後のことについて考えていかなければならないと感じた。今のインクルージョンの考え方に行き着くまでに色々なよ曲折があったのだと思った。」

・「私は“統合型”という言葉を知ると，とてもポジティブなイメージがありました。大学の図書館に行くと『統合保育』などという本もあり，“障害児も一緒に”ということにとっても良い印象をもっていました。でもそれは，マジョリティの側にいるこちら側の満足だったのであり，個性やニーズを考慮されずに統合されることだったのだと気づきました。21世紀のインクルージョンの考え方は，一人一人の個性の違い，ニーズなどを認めた上で，個々人に応じた支援や専門性を考えていくように変わっていて，これこそが困りのある人にとって最も良いのだと感じました。」

・「…縦と横の連携や専門性と地域性の結合という考え方は，この学科に来たからこそ学べたことだと思う。地域性についてもっと詳しく学ぼうと思った。」

・「『地域性と専門性を担うキーパーソンになりたい』こんな言葉を堂々とと言えるようにもっと地域学について研究しなければならない。」

(10) 第12回目：鳥取県の福祉行政組織

卒業後の進路として地方公務員を目指す者もいる。例えば，鳥取県の職員として地域福祉にかかわるにはどうすれば良いのであろうか。鳥取県福祉相談センター所長の三原徹氏を特別講師に招き，「鳥取県の福祉行政組織」について特別講義を受けた。

【特別講義の概要】

①福祉相談センターの紹介

組織, 業務, 施設

②鳥取県福祉保健部

組織図, 各機関

③「人と地域と社会の共生」の実現に貢献できる地域福祉の実践を目指して

経済的な生活保障と自立の支援

子どもの人権を守り心身の健全な育成と子ども・保護者の自立の支援

女性に対する相談と自立支援

障害児・者の自己実現に向けた自立の支援

高齢者の尊厳ある暮らしの保障と自立の支援

④福祉職員

先輩福祉職員からの一言, 福祉専門職の配置先, 受験者数の推移, 社会福祉主事の資格

○受講生の感想

・「福祉職というものは辛いだけで自分には関係ない職業だと思っていた。しかし、今回の話を聞かせてもらい、自分にもなることができ、今の社会に必要とされていることが分かり、がぜん興味がわいてきた。…」

・「行政はどんどん姿を変えていくものなど分かった。国が法律をつくり、県や市町村はそれを実行するだけの時代から、市町村が主体となり、住民にサービスなどを提示する時代になってきているのだと分かった。県と市町村が同等の立場に立って話し合うことができる時代になったというのは意外だった。」

・「…講演で特に印象的だったのは『福祉サービスを人々に届けるために、国や県が机上で絵を描いていたのではしょうがない。市町村がより地域に密着した形で動くべき。』ということです。国・県・市町村がそれぞれの役割を分担して行っていくことが大切であると感じました。ただし、三原さんがおっしゃっていたように、国・県・市町村といった行政の形は常に変容していき、もしかすると将来、県がなくなることがあるかもしれないとも思います。…ただ、どんな状況でも、実際に福祉の場に立った時、目の前の対象者にとって今何が必要なのかを考え、行動できる人でありたいと思いました。」

○次時への学習課題

中間レポートを頑張るように指示した。あわせて、1月には特別講師を2回連続で招き、「共生のまちづくり」について考えていくことを予告した。

6. 「共生のまちづくり」の夢を実現しよう—第13~14回授業と期末試験

(1) 第13回目: 「共生の町作り」構想

終盤の3回(期末試験を含む)は、「共生のまちづくり」の夢を実現しよう」というテーマで構成した。これまで「地域・空間の重層性」として取り扱われたのは「基礎自治体—広域自治体—中央政府」という関係性であったが、さらに身近な町内会や小学校・中学校の校区レベルに踏み込みたかった。受講生が将来どのような進路を採ろうとも、いずれかの町内会に属し、居住区コミュニティとの関わりを持つと思われる。その際、町内会や校区という身近なコミュニティにおいて一住民・一個人としてどのように行動し、連帯を築けるのかという点を深めることにした。

鳥取大学が位置する湖山地区を中心に「共生の町作り」を目指している垣屋稲二郎氏(社会福祉

法人鳥取県厚生事業団（厚和寮長）を特別講師に招き、「鳥取県厚生事業団施設における『共生の町作り』構想について」の特別講義を受けた。

【特別講義の概要】

①厚生事業団について

- ・県内における厚生事業団関連の施設配置図
- ・身体障害者入所更生施設・厚和寮
- ・障害者自立支援法の目指すもの

厚生事業団施設利用者の地域生活移行数の推移、施設定員の推移、入所・通所利用の変化

②共生の町作りー地域で生きるためにー

- ・STEP 1～今
- ・STEP 2～共生の町作り委員会設立
- ・STEP 3～必要な資源を作って地域で生きる
 コンセプト エコロジー＝循環、バイオ、水資源、リサイクル
 団塊の世代＝スローライフ、ボランティア、生き甲斐、起業、消費
- ・STEP 4～共生の町鳥取から世界へ

○受講生の感想

・「『共生の町作り』構想についてお話をして頂き、鳥取・湖山地区の人が暮らしやすい町づくりについて考えました。その地域にある資源をいかに活用していくかを考えることで、その土地にあったサービスを提供できるのだと思います。私は卒業後地元に戻りたいと考えているので、こういった『共生の町づくり』構想を参考にしたいと思います。」

・「…構想はだいたい分かったが、実際にできるのか不明な点が多々あって、やっぱり構想は構想だなというのが率直な感想だった。構想を実現するためにも一人一人が福祉に対する意識を高めなきゃいけないと思うし、経済面での負担も見通すべきだなと思った。」

・「施設を出て地域でくらす人が増えているということ、そしてそれを支援するシステムができていて、鳥取でも支援を受けながら自立をめざしている人が多いということに、地域の力の必要性和重要性を感じました。『共生の町づくり』は、本当に実現すればすばらしいと思いました。コンセプトが『エコロジーと団塊の世代』ということは今の時代に合ったもので、そこには大きな可能性を秘めていると思う。地域まるごと、ということになると、本当にさまざまな視点が必要なのだと思いました。地域一人一人の意識をどう変えていくかも大きな課題だと思います。」

○次時への学習課題

「地域でくらす会」のHP (<http://www.machikura.com/>) を事前に調べてくるように指示した。

(2) 第14回目：「^{まち}地域でくらす会」の活動

前回が鳥取県東部の一地区における構想段階のものであったのに対し、今回は米子市を中心とした実際の活動を採り上げた。社会福祉法人「地域でくらす会」(ノーマライゼーションの和訳として命名)を立ち上げて活動を展開している井上徹氏(同会理事長、地域福祉プランナー)と森田多賀枝氏(高次脳機能障害者家族会会長)を特別講師に招き、お話をうかがった。

【特別講義の概要】

①「地域でくらす会」の歩みと活動

1996 厚生事業団を辞職 米子市の民家で「デイサービス井上さん家^け」、鳥取市湖山の民家でも

「デイサービスいくのさん家^げ」を開設

2000頃 米子市中心地の商店街に老人デイサービスを出す構想＝まちなか福祉を暖める

2001 まちくら事務所を米子市内にオープン

2002 精神障害者通所施設「しえすた」, 「ヘルパーステーションまちくら」を開設

2003 障害者生活支援センターまちくら (3 障害統合支援), 障害者通所事業「日中活動まちくら」を開設, 商店街空き店舗改修福祉事業スタート

2004 地域交流センター田園の開設, デイサービス田園+喫茶田園を開設, 「しえすた」が商店街に移転, 精神障害者通所施設「まちや」を空き店舗改修で開設 等々

②情報処理機能の障害について

③高次脳機能障害者家族会について

○受講生の感想

・「…前回の特別講義から通して感じたことは、自分で夢を明確にもち、構想ができれば実現できるのだということです。私も大好きなこの地で私にしかできないなにかを実現したいという気持ちになりました。」

・「今日はまさに最後の学びにふさわしい時間であったと思う。…『地域』と書いて『まち』と呼ぶことからスタートしたが、まさに力づよさであふれていた。『夢』のままで終わらせることなく、新たな仕事・新たなサービスを生み出すという営みの姿を見ることができたように思う。人の想いの強さにはつくづくびっくりさせられる。…」

・「…『地域 (まち) でくらす会』という名前が親しみやすくいいなあと思います。『まちくら』と略して呼べるのも覚えやすくいいです。『〇〇さん家 (げ)』というのも鳥取らしくて、地域の人も快く受け入れることができそうだと感じました。…」

・「…米子商店街の徘徊ロードの話にとっても興味がある。お年寄り・障害者・子どもが通る道にして活性化させようとするのがとてもよいと思った。」

・「家族会の方の話聞くのは初めてであったが、やっぱり現実味がとてもあり、苦勞している話や支援の体制についての問題点など、私たちは想像できないような事実を知ることができた。そういう実態があり改善していこうと思うのは簡単だが、実際に進めていくには膨大な努力が必要であることも知ることができた。高齢者や障害をもつ方々が地域社会で生活するという『案』はいくつもみているが、実際に行っている取り組みを知ることができ参考になった。」

・「井上さんは厚生事業団に勤めている間に“在宅支援”に出会い、『自宅で障害者も生活できるように、その仕組みをまちに作りたい』という夢を追いかけ、まちくら会を設立・拡大しておられ、その行動力に圧倒された。まちくら会設立までの過程では資金調達に本当に苦勞したそうですが、ただ一つの思いがその困難の壁を乗り越えさせたのだと思う。また、その思いが周囲の者を動かし、組織へとつながっていったのだと思う。…井上さんや森田さんの話を聴き、現実を知ってあきらめるのではなく、自分の思いを大切にしていこうと感じた。」

(3) 第15回目：期末試験

中間レポート以降の第13~14回の特別講義を繋ぎ合わせ、また第12回までの授業内容とも連結させる作業として期末試験を位置づけて、以下の4つを設問した。

問1. 地域教育福祉は、まず「夢を語り合う」ことから始まります。生まれてから亡くなるまで、障害のある人を含めた住民のすべてが、豊かに暮らせる福祉社会を「夢」として語り合うことが、何よりもまず重要なのです。「夢を語れる力」を身に付けることも「地域づくりのキーパーソン」になるには必要なのですね。その意味で、1/22の特別講義は私たちが学び暮らすこの湖山を中心に、鳥取市における「共生の町づくり」構想についてでした。

以下の空欄を埋めなさい。

問2. 次に、「夢」のままでは終わらせないためには、実現に向けた取り組みが不可欠です。「夢を実現する力」を身に付けることも必要なのです。その意味で、1/29の特別講義は、米子で実際に「地域でくらす会」を結成し、「共生の町づくり」を進めた驚くべき実践でした。それは、地域に新たな仕事・新たなサービスを生み出すという「起業」の営みでもありました。以下の空欄を埋めなさい。

問3. 「地域づくり」や「地域における人づくり」に関連して、2回の特別講義を参考にしながら、貴方の夢を語って下さい（取り上げる地域は、身近な湖山や鳥取市でも、貴方の故郷でも結構です）。そして、その夢をどのように実現していきますか（いけそうですか）。

問4. 鳥取大学の基本理念は「知と実践の融合」です。テキストを用いた知的学習と特別講師を招いての実践学習が貴方の中でどのように「融合」しましたか（しそうですか）。

最後に、「3年生必修のこの『地域教育福祉論』が、4年生での卒業研究や、さらには卒業後の進路・仕事に結びつくことを願っています。」と締めくくった。

7. おわりに

応用科目及びキャリア・ガイダンスとしての授業実践の成果は、本文中の「受講生の感想」（レポートや期末試験のような採点対象ではない自由記述）から見て取れる。加えて、「教育学科の講義だけでは地域と密接に関わるには限界があることが分かった。政策など他学科の講義も、あと一年しかないが受けてみようと思った。また、今受けている家族支援論も、地域を支える基盤になることが分かった。今まで受けてきた様々な講義内容を地域で生かせたらと思う。」との感想からは、応用科目という趣旨は地域学や地域教育学を応用するという意味だけでなく、学部・学科が用意しているカリキュラムの枠組みや意図に気づくという意味も含むことを示唆している。3年後期における「地域教育福祉論」の学びが、これまでや同時並行での他の学びと結びつき、また更なる学びの意欲にも繋がっている。なお、2007年度における他学科からの受講生は1人であったが、学科を越えて刺激し合う意味では、他学科（特に地域福祉を扱っている地域政策学科）からの受講者が増えることを望みたい。

最後に、「知と実践の融合」について触れておきたい。採点対象であるレポートや期末試験の記述を採り上げることは不適切かも知れないが、例えば「鳥取大学の『知と実践の融合』という基本理念を、私は『知識ありき実践。実践ありき知識』というように互いが相互に関係し合うべきものであるという意味だと解釈している。つまり、知識を多く得、その知識で実践が成り立つという一方で、実践で学んだことをフィードバックして知識をより生きたものにするという考えである。」というような思考の深まりをみて取ることができた。しかし、あくまで講義室の中に留まった座学によ

る授業でしかない。すなわち、「あれは実践ではないと思います。一般的な意味としては実践＝実行ですし、哲学的には（諸派あるにせよ）人間が意識的に環境に働きかけてこれを変革していくことだと考えられます。いずれにせよ、『実践のお話を頂いた』だけで、実践学習ではないので、この間は成立しないと思います。」と、その不十分さを見事に看破した頼もしい者もいた。

若干ざくしゃくした2007年度の15回の授業配列（流れ）を修正する等は今後可能な作業であるが、座学に留まるという点は本質的な限界でもあり、他のフィールドワークや卒業研究との有機的な連関が不可欠と言えよう。

謝辞：本稿で紹介した授業実践は、授業者と特別講師及び受講生との共同作業の産物である。ここに記して、心より感謝したい。（なお、近年は特別講師の依頼が経費的な理由から人数制限されてきており、実際には無給で特別講師をお願いした方もいるが、鳥取大学の志向する「知と実践の融合」には不可欠であり、一層の拡充を望みたい。）

《注》

- 1) 渡部昭男 (2007) 『学校教育学』から『地域教育学』『地域教育福祉学』への道程『科研費研究（基盤研究 B 課題番号17330167 研究代表者・田丸敏高）中間報告② 地域の教育福祉諸機関の連携に関する総合的研究—新しい専門性の形成をめざして—』鳥取大学地域学部地域教育学科, pp.1-18。
- 2) 渡部昭男・山根俊喜・田丸敏高・奥野隆一・一盛真・小林勝年・太田美幸 (2008) 「学びへの導入科目としての『地域教育学入門』の取り組み—2007年度における授業実践のまとめ—」『科研費研究（基盤研究 B 課題番号17330167 研究代表者・田丸敏高）最終報告書 地域の教育福祉諸機関の連携に関する総合的研究—新しい専門性の形成をめざして—』鳥取大学地域学部地域教育学科, pp.42-68。
- 3) 柳原邦光・光多長温・吉村伸夫・一盛真・家中茂・藤井正 (2008) 『『地域学』を創る—鳥取大学地域学部の試み—』『地域学論集（鳥取大学地域学部紀要）』4（3）, pp.369-392。
- 4) 大谷直史 (2007) 「おわりに～教育福祉問題とは何だったのか」前掲書1), p.158。
- 5) 大熊由紀子 (2002) 「ノーマライゼーション」『福祉キーワードシリーズ 障害者と地域生活』中央法規, pp.2-3。

(2008年5月28日受付, 2008年6月4日受理)